# 令和８年度「子供の読書活動の推進等に関する調査研究」委託要項

令 和 ８ 年 11 月 11 日
総 合 教 育 政 策 局 長 決 定

１　趣旨

第五次「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」（令和５年３月閣議決定）において、子供の読書活動は、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付けていく上で欠くことのできないものであり、社会全体で積極的にそのための環境の整備を推進していくことは極めて重要であると規定されている。

一方、第四次「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」において、１か月に本を１冊も読まない子どもの割合（以下「不読率」という。）について令和４年度に、小学生２％以下、中学生８％以下、高校生 26％以下とするという目標を掲げたが、これに対し、第 70 回学校読書調査によると、不読率は小学生 9.6％、中学生 24.2％、高校生 55.7％であり、いずれの学校段階でも、数値目標までの改善は依然図られていない。

本調査では、子供の読書活動、保護者による働きかけ、及び学校における読書活動推進の取組に関する実態把握と分析を行い、今後の子供の読書活動の推進に資することを目的とする。

２　委託事業の内容

事業の目的である具体的な現状を把握するために、下記に示す調査、集計及び分析を行い、報告書の作成を行う。

（１）調査検討委員会の実施
（２）実態調査の実施
（３）評価・検証
（４）調査報告書の作成・普及

３　事業の委託先

法人格を有する団体。

４　委託期間

委託を受けた日から令和９年３月 31 日までの間とする。

５　委託手続

（１）委託先の決定は、別途定める総合評価基準及び審査要領に基づいて行う。
（２）団体等が業務の委託を受けようとするときは、業務計画書等を文部科学省に提出すること。
（３）文部科学省は、上記により提出された業務計画書等の内容を検討し、内容が適切であ

ると認めた場合、団体等と委託契約書を取り交わし、業務を委託する。

6　委託経費

（1）文部科学省は、事業計画の規模、内容等を勘案し、予算の範囲内で事業に要する経費（人件費、諸謝金、旅費、借損料、印刷製本費、消耗品費、会議費、通信運搬費、雑役務費、消費税相当額、一般管理費、再委託費）を委託費として支出する。

（2）受託団体は、事業計画を変更しようとするときは、速やかに文部科学省に報告し、その指示を受けるものとする。但し、計画書のうち経費のみを変更する場合で、事業費の総額に影響を及ぼさず、経費区分間で増減する額が総額の 20%を超えない場合については、この限りではない。

（3）委託費の収入及び支出に当たっては、他の経費と区分して帳簿を備え、領収書等関係書類を整理し、経理の状況を明らかにしておくものとし、事業を実施した翌年度から５年間保存する。なお、請求書等の保管についてはインボイス制度を踏まえ、適切に対応する。

7　事業完了（廃止等）の報告

本事業の委託を受けた団体は、本事業が完了したとき（契約を解除又は廃止したときを含む）は、委託事業完了（廃止）報告書に実績報告書、収支精算書を添付し、終了した日から１０日を経過した日、又は契約期間満了日のいずれか早い日までに、文部科学省に提出するものとする。

8　委託費の額の確定

（1）文部科学省は、上記７により提出された委託事業完了（廃止）報告書について、調査及び必要に応じて現地調査等を行い、その内容が適正であると認めたときは、委託費の額を確定し、本事業の委託を受けた団体に対して通知するものとする。

（2）上記（1）の確定額は、事業に要した決算額と委託契約額のいずれか低い額とする。

9　委託費の支払い

文部科学省は、上記８による額の確定後、受託先に委託費を支払うものとする。ただし、受託先からの要求により、必要があると認められるときは、会計法第２２条及び予算決算及び会計令第５８条第３号に基づく協議を行い調った場合に限り、委託費の全部又は一部について概算払することができる。

10　委託契約の解除

文部科学省は、本事業の委託を受けた団体が委託要項又は委託契約書に違反したとき、又は委託事業の遂行が困難であると認めたときは、委託契約を解除し、委託費の全部又は一部について返還を命じることができる。

11　再委託

（1）受託者は、委託業務の全部を第三者に委託してはならない。

（2）受託者が効率的に委託業務を実施するに当たり、業務の一部を第三者に委託（以下「再委託」という。）しようとする場合には、受託者は再委託先の住所・名称（氏名）、再委託を行う業務の範囲、再委託の必要性及び金額が記載された様式を委託者に提出し、その承認を受けなければならない。

（3）受託者が業務を再委託する場合には、再委託した業務を実施する当該第三者の行為について、受託者は委託者に対して全ての責任を負うものとする。

12　その他

（1）　事業の実施にあたっては、文部科学省総合教育政策局地域学習推進課と十分に協議することとし、特に変更等が生じる場合は、事前に報告し必要に応じて意見を求めることとする。

（2）　本事業の実施にあたり、やむを得ない事情等により事業計画書の内容や経費の内訳を変更する場合は、必要性が認められる場合に限って変更を承認する。

（3）　文部科学省は、団体等における業務の実施が当該趣旨に反すると認められるときには、必要な是正措置を講ずるよう求める。

（4）　文部科学省は、委託業務の実施に当たり、団体等の求めに応じて指導・助言を行うとともに、その効果的な運営を図るため協力する。

（5）文部科学省は、必要に応じ、本委託業務の実施状況及び経理処理状況について、実態調査を行うことができる。

（6）団体等は、委託業務の遂行によって知り得た事項についてはその秘密を保持しなければならない。

（7）この要項に定めるもののほか、本事業の実施にあたり必要な事項については別途定める。